

大田区ミニ連個人情報取扱方法

2018年11月10日作成

第1条 (目的)

この個人情報取扱方法は、大田区ミニ連が保有する個人情報の適正な取り扱いを定める事により事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 (責務)

大田区ミニ連は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、事業活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 (周知)

個人情報取り扱いの方法は大田区ミニ連総会資料等で連盟所属チームに周知する。

第4条 (個人情報の取得)

個人情報とは「連盟所属チームからの登録や大会申込書」等により同意を得てミニ連理事長及び事務局長（事務局）に提出された個人が特定される事項とする。

第5条 (同意の取り消し)

- 1項、 大田区ミニ連は、前条に基づき取得し同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。
- 2項、 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を破棄、削除しなければならない。ただし、連盟所属チーム名簿としてすでに各連盟所属チームに配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

第6条 (利用)

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1) 連盟所属チーム登録費の請求、その他文書の送付
- 2) 連盟所属チーム名簿の作成
- 3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

第7条 (管理)

- 1項、 個人情報は、大田区ミニ連理事長及び事務局長（事務局）が指定する連盟所属チーム責任者が適正に管理する。
- 2項、 不用となった個人情報は、大田区ミニ連理事長及び事務局長（事務局）立会いのもとで、適切かつ速やかに破棄するものとする。

第8条 (第三者提供の制限)

個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし次に掲げる場合は除く。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体に又は財産の保護のために必要な場合
- 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

以上